

# 「ムーンショット型農林水産研究開発事業」

## 実施要領

生物系特定産業技術研究支援センター  
(生研支援センター)



本実施要領は、内閣府が主導する「ムーンショット型研究開発制度」に基づき、当該研究開発に係る業務を行う研究開発法人である生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が、試験研究の実施及び委託先研究機関（以下「委託先」という。）と締結する委託試験研究契約（以下「委託契約」という。）に係る事務処理等について定めたものです。

参加される研究機関は、ムーンショット型農林水産研究開発事業試験研究委託契約書、本実施要領及び委託業務研究実施要領～事務処理関係編～〔令和6年4月1日付け6生セ第0215002号〕（以下「事務処理要領」という。）に基づいて、効果的で効率的な研究推進のための、適正な委託費の執行をお願いします。

なお、本実施要領と事務処理要領の間で差異が生じる場合は、本実施要領の定めが優先されます。

本要領は日本語を正文とします。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとします。

令和2年12月14日付け2生セ第0909003号  
 一部改正 令和3年4月1日付け3生セ第0601002号  
 一部改正 令和3年12月28日付け3生セ第1005001号  
 一部改正 令和4年4月1日付け3生セ第1229001号  
 一部改正 令和6年7月25日付6生セ第0423002号  
 一部改正 令和7年3月24日付6生セ第1221001号

## 目次

I	事業の概要	
1	事業の趣旨	4
2	基本的性格	4
3	研究課題	4
4	事業期間	4
II	委託研究の運営・進捗管理	
1	実施体制	5
2	知財管理	7
3	進捗状況の確認等	8
III	委託研究の実施	
1	委託研究の実施・推進	8
2	研究成果の報告・普及	13
3	研究の評価	17
4	生研支援センターによる研究支援の実施について	19
IV	委託契約事務	
1	委託契約の形態	19
2	委託契約の締結	20
3	委託契約額の一部留保	20
4	委託契約の変更等	20
5	物品購入計画の変更	22
6	翌年度以降の取扱い	23
V	経理事務	
1	経理事務の取扱い等	23
2	法令・指針等に対する対応	24
3	バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	26
4	若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用	27
VI	成果の取扱・特許権等	
1	外国研究機関との特許権等の共有	28
2	研究成果の取扱い	28
VII	提出書類の様式（生研支援センターHP参照）	

## I 事業の概要

### 1 事業の趣旨

生研支援センターは、民間企業、大学、国立研究開発法人、都道府県の試験場、地方独立行政法人等による生物系特定産業技術に関する研究開発を支援しています。

総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）において、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進することが決定されました。

CSTIが決定したムーンショット目標（以下「MS目標」という。）のうち、MS目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の達成に向け、農林水産省は挑戦的研究開発を推進すべき分野・領域等を研究開発構想（以下「研究開発構想」という。）として決めました。

生研支援センターは、ムーンショット型研究開発制度に基づき、当該研究開発に係る業務を行う研究推進法人として、基金を設置し、MS目標5の達成及び研究開発構想を実現するため「ムーンショット型農林水産研究開発事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

本事業の実施にあたっては、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」（令和2年2月4日付け内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）、文部科学省科学技術・学術政策局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、経済産業省産業技術環境局長）（以下「運用・評価指針」という。）を踏まえるものとします。

### 2 基本的性格

本事業は生研支援センターと複数の研究機関からなるコンソーシアムの構成員を代表する代表機関（以下「代表機関」という。）との間の委託契約に基づいて行われる委託事業であり、生研支援センターが研究機関に研究を委託するものです。

### 3 研究課題

本事業は、今後見込まれる世界人口の増加と地球環境の保全を両立させるため、MS目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の達成及び研究開発構想の実現に向けた研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に取り組めます。

（ターゲット）

○2050年までに、微生物や昆虫等の生物機能をフル活用し、完全資源循環型の食料生産システムを開発する。

○2050年までに、食料のムダを無くし、健康・環境に配慮した合理的な食料消費を促す解決法を開発する。

○2030年までに、上記システムのプロトタイプを開発・実証するとともに、倫理的・法的・社会的（ELSI）な議論を並行的に進めることにより、2050年までにグローバルに普及させる。

### 4 事業期間

事業期間は、2020年度から、原則5年間とし、最大10年間とします。2023年度から開始するプロジェクトは、原則2年間とし、最大7年間とします。評価結果によってプロジェクトの変更（加速、減速）、終了等となる場合があります。また、評価は、原則として毎年度実施します。

ただし、CSTI は、研究開始時点から 5 年目（2024 年度）に MS 目標の達成に向けた研究開発（プログラム）の継続・終了を決定します。

## II 委託研究の運営・進捗管理

### 1 実施体制

#### (1) 生研支援センターの役割

生研支援センターは、MS 目標の達成に向けた構想の実現に責任を有しており、次に掲げることを主な任務としています。

- ① 適任と認める者を、複数のプロジェクトで構成されるプログラムを統一的に指揮・監督するプログラムディレクター（以下「PD」という。）に任命する。必要に応じて、PD を補佐するサブ PD（複数可能）や外部有識者等のアドバイザー（複数可能）を任命することができる。
- ② PD と協議した上で、MS 目標の達成に向け、複数のプロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）を公募・採択する。
- ③ PD が構築したプロジェクトの構成（組み合わせ）や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画（以下「ポートフォリオ」という。）を決定する。
- ④ PM に対して、PD の指揮の下で計画書を策定するよう指示する。
- ⑤ 国内外の研究開発動向や研究開発成果の社会実装に向けた課題等に関する情報を収集・分析する。情報の収集・分析にあたっては、人文学及び社会科学系研究者等を含む外部有識者の意見を取り入れ、国際ベンチマークなど国際比較や規制・国際標準化への研究開発における対応状況を整理する。
- ⑥ PD 及び PM から、プロジェクトの進捗状況、これに応じた研究資金の配分や配分先の見直しの妥当性、研究開発の進捗等に応じた官民の役割分担の状況の妥当性について聴取し、その内容を内閣官房及び内閣府において設置する戦略推進会議へ原則として毎年度報告する。
- ⑦ PD 及び PM が的確にマネジメントを遂行できるよう、知的財産管理、国際標準化、広報、技術動向調査等に係る支援を実施する。加えて、研究開発成果の社会実装の観点から有望なプロジェクト（又はプロジェクトの一部）を早期の段階から見定め、研究開発成果の社会実装に向けた具体的な道筋を付けるための目利き機能が効果的に発揮されるよう、必要に応じて専門人材の支援を得ることができるようにする。また、国民の理解と支持を得るため、PD 及び PM が研究活動を社会に対して 分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を円滑にできるよう支援する。
- ⑧ 倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI : Ethical, Legal and Social Issues）／数理科学等の分野横断的な支援も研究開発の加速や研究開発成果の社会実装にとって重要であることから、PD と分野横断的な研究者との意見交換会の場を設置し、PD が PM に対する分野横断的な研究者の支援が必要であると判断し、かつ PM も当該支援を必要とする場合には、当該 PM が分野横断的な研究者の支援を受けることができるような仕組みを構築する。
- ⑨ PD の事故又は欠員が生じた場合及び PD が任務を果たせていないと判断した場合には、速やかに新たな PD を任命する。なお、PM の事故又は欠員が生じた場合及び PM が任務を果たせていないと PD が判断した場合には、PD と協議した上で、速やかに、当該プロジェクトの体制の見直しを行う。プロジェクトを存続させる場合、当該プロジェクトのコンソーシアムからの推薦を基に、当該プロジェクトを円滑に推進できると判断した者を、公募によらずに新たな PM に選定することができる。この場合、新たな PM となる者について、評議委員会の承認を得ることとする。

なお、新たな PM が選定されるまでの間は、PD と協議した上で、PM 臨時代理を置くことができる。

- ⑩ PD、サブ PD 及び PM の処遇について詳細を決定する。
- ⑪ 未来社会を担う大胆かつ柔軟な発想を有する若手研究者が目標 5 の各プロジェクトに積極的に参画できる環境を構築するとともに、目標達成に必要な人材の育成についても支援を可能とする。
- ⑫ 最先端の研究支援システムを構築するため、他の研究推進法人と連携し、関連する国内外の研究開発動向等を共有する。
- ⑬ 先進的なデータマネジメントを推進するため、研究データ基盤システムを用いるなどによって、PM 及び研究者に提出させたメタデータから構成されるデータカタログを管理する。
- ⑭ 他のプログラムを含め、関係府省や他の研究推進法人等と連携しながら取組を進めるとともに、評価作業の効率化等により、研究者が研究に専念できる環境づくりに努める。また、研究の公正性の確保に向け、先進的なデータマネジメントも活用しつつ、委託先等での研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を事前に防止する取組に努める。

## (2) PD の役割

生研支援センターは、MS 目標及び研究開発構想の実現に向けて、国立大学法人東京農工大学学長千葉一裕氏を PD に任命しています。

PD は次に掲げることを主な任務としています。

- ① MS 目標及び研究開発構想の実現に向けて、研究実施期間以後の 2050 年に向けた見通しを立て、その見通しを踏まえたポートフォリオを戦略的に構築し、研究開発成果の社会実装、国際連携などの観点を含めたポートフォリオの戦略を PM や研究者などと共有しながら、研究開発を挑戦的かつ体系的に推進する。  
※ポートフォリオの構築に当たっては、研究開発の革新性や独創性、将来の経済社会的な波及効果等を考慮する。
- ② ポートフォリオに基づく研究開発の進捗状況を常に把握し、研究の進捗に応じて、ポートフォリオを見直ししながら、プロジェクトを統括する PM に対して統一的な指揮・監督を行う。
- ③ 外部有識者等による評価や助言等を踏まえ、ポートフォリオの見直しを主導する。

## (3) PM の役割

PM にプロジェクトの推進に係る権限を付与します。

PM は、基礎研究段階にある様々な知見やアイデアを採り入れ、失敗を恐れず挑戦的な研究に取り組み、自らの指揮で各プロジェクトのマネジメントを行い、プロジェクト全体の責任を負います。

PM は、次に掲げることを主な任務としています。

- ① PD の指揮の下、プロジェクト計画書を策定（プロジェクトの目標の設定、研究開発の内容や実施スケジュールの作成、実施体制の構築、プロジェクトに参加する研究機関への研究資金の配分計画の策定等）し、研究推進法人の支援を得ながら、国が策定した構想や、将来の研究開発成果の社会実装を見据えたポートフォリオの戦略を踏まえ、プロジェクトを戦略的に実施する。さらに、プロジェクトの変更、一部研究成果のスピンアウトを含めた方向転換等を機動的かつ柔軟に実施する。
- ② 適切な知的財産管理及び情報管理を行いつつ、国際連携を積極的かつ戦略的に推進する。
- ③ 研究内容を客観的に評価し、民間資金を活用することが有効な段階にある研究開発については、

受け皿となる民間企業を探索するとともに民間資金を活用するよう努める。また、プロジェクトについて社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）を行う。

- ④ 管理対象データの範囲等を定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定するとともに、これに基づき、研究実施者から管理対象データのメタデータを集約し、生研支援センターに提出する。また、研究データ基盤システム等を用いて、管理対象データの保存、共有及び必要な範囲での公開を行う。

#### （４）代表機関の役割

PMが所属する機関が代表機関です。

代表機関の主な業務は事務処理要領Ⅱの２の（１）の④のとおりです。

#### （５）評議委員会の役割

生研支援センターは、外部有識者による評価体制を構築し、別に定める評価実施要領に基づき外部評価を実施します。外部評価の実施時期は、原則として、毎年度実施します。生研支援センターは、評価の結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。

#### （６）運営管理委員会の役割

農林水産省は、生研支援センターにおいて、本事業の趣旨に即した事業執行が適切に行われるよう、「運営管理委員会」を設置します。運営管理委員会の役割は、次のとおりです。

- ① PD、PM 候補者を選考する委員会、プログラムやプロジェクトを評価する委員会等の委員の指名及び審議事項の設定に係る指導
- ② PD、PM 候補者の選考基準及び候補者の承認
- ③ ポートフォリオ（案）の承認
- ④ プログラムやプロジェクトに関する評価基準の承認
- ⑤ 評価結果を踏まえた指導・監督
- ⑥ その他、本事業の効率的かつ効果的な執行を図るために適当と認める事項

## ２ 知財管理

### （１）知財委員会

生研支援センターは、知財委員会を設置し、発明者や現場普及・産業化を進める者のインセンティブを確保し、かつ国民の利益の増大を図るべく、適切な知財管理を行います。具体的には、①プログラム全体としての知財方針の設定、②各委託先からの知財情報の集約、③委託先間連携に係る知財規程の調整などを行います。

知財委員会においては、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（植物の新品種に係る育成者権等も含む。以下「特許権等」という。）の出願・維持等の方針決定等のほか、必要に応じ特許権等の実施許諾に関する調整等を行います。

知財委員会は、原則として、PD、PM、関係府省及び有識者により構成されます。知財委員会の詳細な運営方法等は、生研支援センターが別途定めます。

### （２）知財運営委員会

- ① 各コンソーシアムに知財運営委員会を設置します。
- ② 知財運営委員会の委員長は、PM とし、また事務局を代表機関に設置します。
- ③ 知財運営委員会は、PM 及び協議の対象となる特許権等に関連する共同研究機関から構成され、必要に応じて秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものとします。
- ④ 知財運営委員会は知的財産の取扱方針（既に知財合意書を提出している場合は、知財合意書）の定めに従い、研究開発成果に関する論文発表、特許権等の出願・維持、ノウハウの扱い、秘匿等の方針決定等のほか、知的財産の活用方針、特許権等の実施許諾に関する調整、管理対象データの保存・共有・公開等の区分の明確化等のオープン・クローズ戦略の検討などを行います。
- ⑤ 特許権等の運用に関する協議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面等による協議で代替できるものとします。
  - ・ 軽微な協議事項である場合
  - ・ プログラムの終了後に協議が必要な場合
- ⑥ 本事業終了後の知的財産の運用に関しては、委託試験研究契約書に沿って、予め知財運営委員会において協議決定するものとします。

### 3 進捗状況の確認等

生研支援センターは、必要に応じて代表機関に対して、進捗状況の確認を行うほか、研究現場を訪問し、研究の実態や委託先の要望の把握に努め、研究進捗の管理を行います。

## III 委託研究の実施

### 1 委託研究の実施・推進

本事業は、プロジェクトの作り込み、コンソーシアムの設立、研究計画の提出、研究計画検討会、委託契約の締結、試験研究の実施、評価、試験研究成果報告書の提出という流れで行われます。

#### (1) プロジェクトの作り込み

PM は、PD の指揮の下、MS 目標達成に至るシナリオ、プロジェクト計画、共同研究機関や協力機関（追加又は削除）及び研究費等、応募時に提案したプロジェクトの内容のブラッシュアップ（見直し及び具体化）等を行います（試験研究計画書を利用します）。

プロジェクトの作り込みが終わりましたら、生研支援センターでポートフォリオの承認・決定等の所定の手続きを踏まえた後、研究費を決定します。

#### (2) 実現可能性調査 (Feasibility Study) について

成功した場合に研究成果が期待できるが、技術的な精査が必要なプロジェクトがある場合には、プロジェクトの実現可能性調査 (Feasibility Study) として開始します。PD の指示の下、指定された期日までに解明すべき事項を明らかにするものとします。後述する評価結果によって、プロジェクトの計画変更、研究開発費等の増減、中止 (PM の解任) となる場合もあります。

#### (3) コンソーシアムによる研究体制の最適化

##### ① コンソーシアムを単位とする研究開発の推進

本事業は、より大胆な発想に基づく研究開発に取り組めるよう、公募単位ごとに、大学や国立研究開発法人、研究成果の実用化を担う企業等からなるコンソーシアムを構成して、研究開発を実施



することを基本とします。

PMは、PD、サブPD等の指導、助言の下に、密にコンソーシアム構成員（以下「構成員」という。）間の連携をとり、相乗効果が発揮できるよう研究開発を推進することが必要です。

#### ② コンソーシアム間の連携

PD又はサブPD等は、各コンソーシアムにおける研究の進捗状況等を把握し、コンソーシアム間で連携が必要な事項についてPMに指導・助言を行うとともに、必要に応じ関係者を招集し効果的な連携の方策等について検討を行います。この場合、Web会議システムを積極的に利用します。

#### ③ コンソーシアムの研究推進会議等

委託先の各コンソーシアムは、現地検討を含む評価や毎年度の成果の検討等に係る研究推進会議等を適宜開催することにより、研究の推進を図るものとします。参集範囲は、PD、サブPD、PM、研究実施者、生研支援センター職員、関係府省職員などPMが認めた者とします。

開催に必要な経費は委託費から支出することが出来ます。なお、生研支援センター職員、関係府省職員の旅費等を各コンソーシアムが負担する必要はありません。

### (4) コンソーシアムの設立

代表機関は、実施予定の委託研究に関する規約を策定する（規約方式）、コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の委託研究に関する協定書を交わす（協定書方式）又は共同研究契約を締結する（共同研究契約方式）のいずれかの方式によりコンソーシアムを構築してください。構築後は生研支援センターにコンソーシアムの規約、協定書、契約書等の写しを提出してください。

なお、委託先決定から委託契約締結までの間に、委託先の構成員等について、特段の事情の変化があり研究の実施が困難と判断される場合は、委託契約の締結先を変更することも可能とします。

### (5) 試験研究計画及び委託試験研究実施計画書の作成

#### ① 試験研究計画

代表機関は、プロジェクトの作り込み及び採択時に付帯条件等が示されていれば当該条件等を反映した上で、研究実施期間全体を網羅した試験研究計画書（様式は別途指示します。）の案を作成し、生研支援センターが指定する日までに生研支援センターへ提出してください。

なお、2年度目以降は、前年度の試験研究計画書を当該年度の内容に更新してください（更新部分に下線を引いてください。引用添付する積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください）。

#### <初年度>

「試験研究計画書」を用いて、委託期間全体にわたる試験研究計画の構成、実施体制、研究目的と技術的課題、研究実施内容等を記入してください。

同計画に記載した研究実施内容や年度別研究費等は、委託契約書に別紙として添付する「委託試験研究実施計画書」へ反映してください。

#### <2年度以降>

「試験研究計画書」を用いて、前年度から更新した箇所が分かるよう記入してください。当該年度の研究費は、初年度に設定された年度別研究費の当該年度の必要経費の金額です。

#### <積算書>

毎年度、当該年度の研究費に係る費用科目毎の積算書（様式は別途指示します。）を、当該年度の試験研究計画書と併せて提出してください。

#### <実施体制>

コンソーシアム毎に試験研究計画の全体を管理する責任者として PM 及び経理統括責任者を配置します。更に、構成員毎に責任者として研究実施責任者及び経理責任者を設け、研究実施責任者のもとで試験項目を実施する研究実施者を配置してください。

研究目標を達成するために必要な研究実施者、研究補助者及び事務担当者の確保を図り、研究実施体制を整備してください。

本事業で支払われる賃金・旅費等は、当該年度の試験研究計画に記載された人員に対して支給されますので、人員変更がある場合は試験研究計画の変更が随時必要です。

#### ア 研究実施者

- 1) 構成員の研究活動（研究の補助は除く）に実際に従事しており、目標達成に向けて研究上の明確な役割とその実施に責任を有する（与えられた課題の遂行能力がある、目標達成が期待できる等、自立した研究者としての能力を有する）者です。
- 2) 当該研究に専念できる常勤の研究者やポスドク研究者を基本とします。
- 3) 構成員の担当課題において研究又は経理の不正が発覚した場合、応募制限等の罰則を受ける対象となります。

#### イ 研究補助者

研究実施者の指導に従って、研究実施者が担当する研究の補助的な作業（研究補助、研究材料の維持・管理、データ整理等）を行う者です。当該研究に専念できる者を基本とします。

#### ウ 事務担当者

研究活動を支援する作業（消耗品の購入手続き、機器等の維持・管理、経理事務等）を行う者です。

#### ② 研究計画検討会

生研支援センターは、代表機関から受領した試験研究計画を確定するために、PD、サブ PD、PM、生研支援センター、代表機関及び主要構成員等を交えた研究計画検討会（以下「計画検討会」という。）を開催します。

代表機関は、計画検討会における指摘や PD の意向等を反映した最終的な試験研究計画案を生研支援センターが別途指示する期日までに生研支援センターへ提出してください。

#### ③ 委託試験研究実施計画書

上記で作成した試験研究計画書をもとに委託試験研究実施計画書を作成し、生研支援センターが別途指示する期日までに生研支援センターに提出してください。

#### ④ 代表機関の「競争参加資格通知書」、その他必要書類

代表機関の「競争参加資格」の写し（地方公共団体は不要）、その他生研支援センターから提出の指示があった書類は、速やかに提出してください。

#### (6) 委託契約の締結

試験研究計画が確定した後、生研支援センターと代表機関との2者間で委託契約を締結します。委託契約書には、試験研究計画に基づいて作成した委託試験研究実施計画書を添付します。

(7) 試験研究計画に沿った研究の実施

委託研究の実施と予算執行は、試験研究計画に基づいて行われなくてはなりません。

委託契約を締結した初年度は、委託契約書の委託期間に規定した開始日以後に委託研究を開始します(委託研究開始日)。次年度以降は、原則として4月1日が委託研究開始日となります。

(8) 各種報告書の提出及び次年度以降の試験研究計画の策定

① 経費に係る実績報告書の提出

代表機関は、委託期間中の各事業年度の委託研究終了後、当該年度の経費に係る「委託試験研究実績報告書」(以下「実績報告書」という。)を作成し、計上した経費の証拠書類を添付して、生研支援センターが別途指示する期日までに、生研支援センターへ提出してください。生研支援センターはこの提出資料をもとに、当該年度の委託研究に係る経費の確定を行います。

実績報告書並びに証拠書類に関する詳細は事務処理要領Ⅱの9「委託業務の検査・調査等」を確認してください。

② 試験研究成果報告書の提出

代表機関は、委託期間中の事業年度毎に、生研支援センターが別途指定する日までに生研支援センターへ当該年度の試験研究成果報告書等(以下「研究成果報告書」という。)を提出してください(様式は別途指示します)。生研支援センターは、原則として評議委員会を開催して当該年度の研究成果の評価を行うと共に、計画検討会を開催して評価結果等を踏まえた当該年度の試験研究計画の最適化を図ります。

委託期間の最終年度は委託期間全体の研究成果報告書を提出するとともに、研究終了時から5年間は成果の活用状況を報告してください。

研究成果報告書に関する詳細は「Ⅲ委託研究の実施」の「2研究成果の報告・普及」を確認してください。

③ 次年度以降の試験研究計画の策定

代表機関は、委託期間中、次年度の試験研究計画書案を生研支援センターが別途指定する日までに生研支援センターへ提出してください。生研支援センターは、計画検討会を開催して、原則として当該年度の研究成果の評価結果等を踏まえた次年度以降の試験研究計画についても必要な修正を検討します。

代表機関は、計画検討会での指摘や意向等を反映した次年度以降の試験研究計画書案を生研支援センターが別途指示する期日までに生研支援センターへ提出してください。

(9) 共同研究等

生研支援センターは、委託研究に貢献しようとする構成員以外の第三者について、コンソーシアムに参画して構成員となり、試験研究計画書に基づいて他の構成員との間で共同研究等を行うことを推奨します。

しかし、何らかの事情によりコンソーシアムに参画できない第三者のうち、構成員が分担する委託研究に協力することを目的として、当該構成員の委託研究に係る試験研究計画書の中で当該第三者の役割を含む共同研究内容等を明確にした場合、当該第三者を協力機関とみなします(以下、当該第三者を「協力機関」という。)

① 構成員は、次の各号の条件を満たす場合、協力機関と共同して自己の委託研究を行うことがで

きるものとして。

- 一 構成員は、「第三者と共同研究する理由書（兼第三者を共同出願人に加える理由書）」を代表機関を通じて生研支援センターへ事前に提出すること。
- 二 構成員は、自己の委託研究に係る試験研究計画書の中で、協力機関の名称及び共同研究の実施内容を明確にすること。
- 三 構成員は、協力機関との間で共同研究契約等を事前に締結すること。
- 四 前号の共同研究契約等は、本事業及び委託契約との関係が明示され、委託契約における秘密の保持及び研究成果の取扱いに係る規定に適合した契約であること。
- 五 構成員は、三号の共同研究契約等を締結するに際して、代表機関を通じて生研支援センターへ契約内容を事前に開示するとともに、生研支援センターが必要と認める場合は生研支援センターとの間で共同研究契約等の内容について調整を行うこと。
- 六 構成員は、共同研究を行うことについて、コンソーシアム内の他の構成員の同意（※）を事前に得ること。

※「他の構成員の同意」とは、原則として、コンソーシアムに参加する全ての構成員の同意を得ることが望まれますが、委託事業において設定した複数の研究課題に対して、コンソーシアム内に各研究課題に対応したチームを構成して研究開発に取り組む場合は、チームの構成員の同意を得ることと取り扱うこともできます。

- ② その他、協力機関は、コンソーシアムの構成員とは異なるため、取り扱いが異なります。事務処理要領のⅡの2の（1）の⑥のイを確認してください。

#### （10）試験研究の中止等

以下の場合、代表機関は「委託試験研究中止（廃止）申請書」を生研支援センターへ直ちに提出して、生研支援センターの承認を得るとともに、実績報告書による精算の手続き及び取得した物品等に係る手続きを行ってください。

##### ① 不適正な経理処理

委託研究において、不適正な経理（不正使用及び不正受給をいう。）が発生した場合には、委託契約書及び関係規程等に基づいて、試験研究の中止、申請資格の制限、委託費の返還等の措置を講じます。委託費の目的外の使用などがなく、適正な管理を行ってください。

※「不正使用」とは、試験研究を受託する機関において、受託した研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、研究補助者等の報酬等が研究者の関与に基づき不正に使用された場合など、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。

※「不正受給」とは、他人の氏名を用いて応募するなど偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。

※「関係規程」

ア 農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」

<https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/kanrikansanogaidorain.pdf>

イ 生研支援センター「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領（19生研東第18号）」

[https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/kenkyuchushi\\_jisshiyoryo\\_fuseikoui.pdf](https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf)

## ② 研究活動の不正行為

委託研究において、不正行為（捏造、改ざん及び盗用をいう。）が発生した場合には、委託契約書及び関係規程等に基づいて、試験研究の中止及び申請資格の制限、委託費の返還等の措置を講じます。研究活動に不正行為がないよう適正な管理を行ってください。

※「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

※「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

※「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

※「関係規程」

ア 農林水産省「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」

([https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30\\_fusei\\_guideline\\_20180720.pdf](https://www.affrc.maff.go.jp/docs/pdf/h30_fusei_guideline_20180720.pdf))

イ 生研支援センター「研究活動における不正行為に対する試験研究の中止等実施要領（19生研東第18号）

([https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/kenkyuchushi\\_jisshiyoryo\\_fuseikoui.pdf](https://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/kenkyuchushi_jisshiyoryo_fuseikoui.pdf))

## ③ その他の事由

ア コンソーシアム或いはコンソーシアム構成員の責に帰すべき事由により、委託契約に基づく生研支援センターの指示に違反したとき。

イ コンソーシアム或いはコンソーシアム構成員の責に帰すべき事由により、委託研究の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

ウ 委託契約等に係る不正又は虚偽の報告等をしたとき。

エ コンソーシアム或いはコンソーシアム構成員において談合等の不正行為が認められたとき、あるいは暴力団関与の属性要件に適合する場合。

オ 著しい経済情勢の変動及び天災地変等、委託契約締結の際に予測することのできない事由によって、委託研究の実施が不可能又は著しく困難になったとき。

## 2 研究成果の報告・普及

### (1) 研究成果報告

代表機関は、委託期間中の各事業年度の委託研究が終了するとき又は委託期間終了時（委託研究を中止又は廃止したときを含む。）に、試験研究計画に基づく構成員の研究成果を取りまとめて、研究成果報告書を作成し、生研支援センターが別途指示する期日までに、電子ファイル版1式を生研支援センターへ提出してください。

研究成果報告書には、委託研究を実施することによって得られた成果の詳細、試験研究計画に対する達成状況、前年度評価結果等への対応状況、成果の公表に係わる情報、発明並びにその他の技術情報を的確に整理して記載してください。

委託期間中の各事業年度に応じた研究成果報告書の作成等については以下のとおりです。

#### ① 各年度（最終年度を除く。）

ア 代表機関は、委託期間中の各事業年度が終了するに際して、生研支援センターの指示に基づき、コンソーシアム全体の当該年度の研究成果報告書を作成して、生研支援センターへ電子ファイル版1式を提出してください。なお、研究成果報告書には、当該年度末までに確実に達成可能な予

測成果を含めて構いませんが、作成時点での実成果と年度末までの予測成果とが判別できるように記載しておいてください。

イ 代表機関は、評議委員会における検討結果や指摘事項を反映した、3月末までの研究成果を含めた当該年度の最終の研究成果報告書を3月31日付けで作成して、生研支援センターが別途指示する日までに生研支援センターへ提出してください。

ウ 研究成果報告書に係る一連の資料は非公開とします。

## ② 最終年度

### ア 最終年度の研究成果報告書

1) 代表機関は、委託期間が終了する年度の1月末までに、コンソーシアム全体の委託期間中の研究成果報告書を作成して、生研支援センターが別途指示する期日までに生研支援センターへ電子ファイル版1式を提出してください。

なお、研究成果報告書には、委託期間が終了するまでに確実に達成可能な予測成果を含めて構いませんが、作成時点での実成果と終了時までの予測成果とが判別できるように記載しておいてください。

2) 代表機関は、最終年度の研究成果の評価を行う評議委員会において、研究成果報告書に基づいて委託期間全体の研究成果を報告してください。

3) 代表機関は、評議委員会における検討結果や指摘事項を反映した、委託期間終了までの研究成果を含めた研究成果報告書最終版を3月31日付けで作成し、生研支援センターが別途指示する期日までに生研支援センターへ提出してください。

4) 研究成果報告書に係る一連の資料は非公開とします。特に、公開すると特許や論文作成上支障があると考えられる内容及び個人情報に係る部分は、研究成果報告書提出時に非公開を明示するものとします。

### イ 研究成果広報用資料

代表機関は、研究成果のうち、対外的にアピールできる内容を中心として、一般の方にもわかりやすい記述で広報用資料を作成して、委託期間が終了する年度の1月末までに生研支援センターへ提出してください。その後、委託期間終了までに追加等がある場合は速やかに修正版を提出してください。

本資料は、生研支援センターが開催、参加する研究成果発表の機会において使用します。また、生研支援センターウェブサイトで公開します。

## (2) 学術論文・雑誌、学会への発表等

本事業により得られた成果について、国内外の学会、マスコミ等に広く公表する場合は、知財運営委員会の方針を踏まえるとともに、知的財産の保護に注意しつつ実施していただきます。本事業に参画する者は、ウェブサイト、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、本事業で実施したプロジェクトに係る活動又は成果を公表する場合は、生研支援センターに事前に通知していただきます。特にシンポジウム（これに準ずるイベントとして、ワークショップ、研究会等のイベントも含む。）及びプレスリリースについては、ムーンショット目標5全体として統一感のある情報発信となるよう、公表内容を事前にPD及び生研支援センターの了解を得ていただきます。また、公表する資料には、本事業で実施した研究課題に係る活動又は成果であることを明記するとともに、公表した資料については生研支援センターに提出していただきます。委託期間終了後（5年間を目途）における研究成果の発表等の取扱いは委託期間中と同様とします。

### ① 事業名の表示

研究成果に係る発表等を行う場合は、本事業名並びに本事業の研究成果である事を明示するとともに、口頭発表する場合は本事業の成果であることを明示又は口述してください。明示又は口述されない場合は、本事業による研究成果として認めません。

本事業の名称等については次のとおりとし、研究成果発表等に当たっては、統一的にこれらをお使いください。

事業名称 : ムーンショット型農林水産研究開発事業  
英語事業名 : Moonshot Research and Development Program for Agriculture, Forestry and Fisheries

原稿のスペース等によっては、以下の記載も可能とします。

Moonshot R&D Program for Agriculture, Forestry and Fisheries

組織名称 : 生物系特定産業技術研究支援センター

日本語組織略称 : 生研支援センター

英語組織名称 : The Bio-oriented Technology Research Advancement Institution

英語組織略称 : BRAIN

### ② 謝辞

ア 原稿がある場合の明示例は、「本研究（の一部）は、内閣府ムーンショット型農林水産研究開発事業（研究推進法人:生研支援センター）によって実施されました」、英文の場合は「This work was supported by Cabinet Office, Government of Japan, Moonshot Research and Development Program for Agriculture, Forestry and Fisheries (funding agency: Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)」、

あるいは

「This work was supported by Cabinet Office, Government of Japan, Moonshot R&D Program for Agriculture, Forestry and Fisheries (funding agency: Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)」

と明記してください。

なお、原稿に文字制限がある場合に限り、上記を簡略した記載でも可としますが、本事業の研究成果であることが分かるように記載してください。

イ 「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日付け競争的研究費に関する関係府省等連絡会申し合わせ）に基づき、論文の謝辞や論文投稿時には体系的番号を記載してください。本事業の体系的番号は、「JPJ009237」（ジェイピージェイゼロゼロキュウニサンナナ）です。

ウ 原稿に謝辞が記載できない事情がある場合や口頭発表（ポスター発表）の場合は、謝辞を口述してください。

### ③ 研究成果に係る論文、報道

ア 研究成果について、論文投稿、学会発表、商業誌への記事掲載を行おうとする場合は、あらかじめ代表機関の了解を得た上で、事前に共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」に追記してください。論文を発表した場合は当該論文又は当該論文を掲載した学術誌（又はその写し）を、学会発表した場合は当該学会のプログラム及び発表要旨を、ポスター発表した場合はプログラム、発表要旨及びポスターの縮小印刷物を共有フォルダ内の「付属資料」

に保存し、メール等で生研支援センターに連絡して下さい。重要なもの、緊急なものは電話連絡もあわせて行ってください。

イ 研究成果について、新聞・テレビ等への掲載・報道が行われる場合は、掲載・報道内容を事前に代表機関の了解を得た上で、共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」に追記するとともに生研支援センターに、電話、メール等で連絡してください。発表内容が掲載・報道された場合は、その発表内容が分かる資料を共有フォルダ内の「付属資料」に保存し、メール等で生研支援センターに連絡して下さい。重要なもの、緊急なものは電話連絡もあわせて行ってください。

#### ④ 著作物

前記「②謝辞」の「ア」と同様に取り扱ってください。

#### ⑤ シンポジウム等の開催

PM や研究実施責任者が中心となって、国内で本事業に関連したシンポジウム、ワークショップ、研究会等を開催することも可能です。その際、主催者が、事前に代表機関の了解を得た上で生研支援センターに企画段階から相談するとともに、原則として開催の1ヶ月前には「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」を生研支援センターに提出し、PD と生研支援センターの了解を得てください。また、生研支援センターとの共催名義の使用を希望される場合には、生研支援センターに事前に相談し、会合の趣旨やプログラム等を添付した「共催名義使用申請書」を原則として開催の1ヶ月前までに提出して生研支援センターの承認を得てください。

#### ⑥ 研究成果、実施中の研究内容に係るプレスリリース

構成員が研究成果、実施中の研究内容についてプレスリリースを予定する場合は、事前に代表機関の了解を得た上で共有フォルダにある「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」に原則として1週間前までに追記するとともに、プレスリリース案を共有フォルダ内の「付属資料」に保存しメール等で生研支援センターに連絡し、PD 及び生研支援センターの了解を得てください。重要なもの、緊急なものは電話連絡もあわせて行ってください。

生研支援センターは、以下のア～ウの場合に、必要に応じて、構成員と同時にプレスリリースを実施することがあります。代表機関を通じて「プレスリリース」、「研究実施内容等発表事前（事後）通知書」を生研支援センターへ早めに提出して相談してください。

ア 研究成果が、国際的にトップクラスの学術誌(nature, Science 等)に論文として掲載される場合。

イ 研究成果が、今後の科学技術動向や社会・経済等に大きく寄与していくと見込まれる場合。

ウ 上記のほか、研究実施者が生研支援センターによるプレスリリースを希望する場合であって、生研支援センターが適当と認めた場合。

### (3) アウトリーチ活動

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日付け科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員会合決定）」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

に沿って、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向コミュニケーション活動に積極的に取り組んでください。

その際、満足度や難易度についてアンケート調査を行う等、当該活動の質の向上を心がけてください。

(例)



- ・生産者、消費者、関係業界等への幅広い研究成果情報の発信
- ・小・中・高等学校の理科授業での特別講演
- ・地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ・大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

これらの活動状況については、毎年度提出する研究成果報告書に記載してください。その結果は評価対象となります。

#### (4) 生研支援センター主催の研究成果の発表

生研支援センターは、本事業の推進に当たって、国民に分かりやすい形で研究成果の情報提供を行うため、各種イベント等を活用して研究成果を発表します。また、委託期間終了年度の翌年度に研究成果発表会を開催し、試験研究計画のPM、研究実施責任者又は研究実施者に、当該発表会において研究成果を発表していただきます。

これらの開催時期、発表方法等は、生研支援センターから別途連絡します。

なお、委託期間終了後の開催の場合は、生研支援センターが旅費等を負担します。

#### (5) 委託期間終了後の責務

委託期間が終了もしくは委託契約が解除等された後も、代表機関及び構成員には委託契約書で定められた義務がありますのでご留意ください。以下に代表的なものを示しますが、具体的には委託契約書を確認してください。

##### ① 委託契約書に定められた期間効力を有するもの

帳簿等の整備、実績報告、検査及び報告の徴収、研究成果の公表・提供・利用・普及、ノウハウの指定

##### ② 対象事由が消滅するまで効力を有するもの

特許権等に係る適正な報告等の手続き、終了後の調査への協力、取得財産の継続使用、財産の処分、不正申請又は不正行為に対する対応

##### ③ その他

秘密の保持、個人情報に対する秘密保持、個人情報漏洩などの事案の発生における対応

#### (6) 成果・普及に係る追跡調査

① 生研支援センターは、本事業による研究成果が委託研究終了後に社会経済的あるいは学術的にどのような成果へ発展し、波及したかを把握し事業運営の参考とするとともに、研究開発の一層の充実を図る観点から、委託期間終了後一定期間（3年から5年程度）経過した課題を対象に追跡調査を実施し、公表します。また、必要に応じて、長期間（10年間程度）にわたる追跡調査を行う場合があります。

② 研究代表機関は、コンソーシアムの解散等により担当者が変更するときは、追跡調査の際の連絡先（PM及び構成員の研究実施責任者の氏名、住所、メールアドレス等）を、生研支援センターにご連絡ください。

### 3 研究の評価

#### (1) 評価

##### ① 外部有識者による評価

生研支援センターは、外部有識者による評価体制（評議委員会）を構築し、外部評価を実施します。評価に当たっては、次項で定める評価項目・評価基準を踏まえて行い、その結果を戦略推進会議及び農林水産省に報告します。なお、評価は毎年度行います。

## ② 評価項目・評価基準

上記ムーンショット型研究開発制度の運営評価指針を踏まえ、必要性、効率性、有効性等を評価する観点から、評価項目・評価基準は以下のとおりです。評価は、達成・未達の判定のみに終わらず、その原因・要因等の分析や改善方策の提案等も行います。評価結果によって、プロジェクトの計画変更、研究開発費等の増減、中止（PMの解任）となる場合もあります。

【評価の視点】 外部評価は主に以下の視点によるものとし、本視点に基づき、生研支援センターは、関係府省と連携して、詳細な評価基準を別に定めます。

### <プログラムに関する評価>

- ・MS 目標達成等に向けたポートフォリオの妥当性
- ・MS 目標達成等に向けたプログラムの研究開発の進捗状況
- ・MS 目標達成等に向けたプログラムの研究開発の今後の見通し
- ・PD のマネジメントの状況（ポートフォリオ管理、PM への指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）
- ・産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピリアウトを含む）
- ・国際連携による効果的かつ効率的な推進
- ・大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組
- ・研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）
- ・国民との科学・技術対話に関する取組
- ・研究推進法人の PD/PM 等の活動に対する支援

### <プロジェクトに関する評価>

- ・MS 目標達成等に向けたプロジェクトの目標や内容の妥当性
- ・プロジェクトの目標に向けた進捗状況（特に国内外とも比較）
- ・プロジェクトの目標に向けた今後の見通し
- ・研究開発体制の構築状況
- ・PM のプロジェクトマネジメントの状況（機動性・柔軟性等を含む）
- ・研究データの保存、共有、公開の状況
- ・産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピリアウトを含む）
- ・国際連携による効果的かつ効率的な推進
- ・大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組
- ・研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）
- ・国民との科学・技術対話に関する取組

## (2) 評価結果の取扱い

外部評価の結果については、個人情報等の保護すべき情報に配慮しつつ、原則公表します。

生研支援センターは、外部評価の結果を農林水産省及び戦略推進会議に報告し、評価の結果、農林水産省及び戦略推進会議の助言を踏まえて、PD と協議した上で、プロジェクトの継続、加速・減速、

変更、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定します。

ポートフォリオの見直しにより、プロジェクトまたはその一部を中止する場合、生研支援センター、PD 及び PM は、戦略推進会議の支援等も得つつ、それまでに得られた派生的な研究成果等が他の事業や研究開発プロジェクト等に活用されるよう必要な支援に努めます。

生研支援センターは、外部評価及び自己評価の結果を、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等（ポートフォリオの見直し等）にどのように反映したかどうかについて、対外的に公表します。また、研究開発終了から一定期間経過後に追跡評価を行い、採択した PM の成果のフォローアップを行います。

### (3) その他

実現可能性調査（Feasibility Study）についての評価基準は別途定めます。PD のポートフォリオ管理により、定められた評価時期以外にも運営方法によっては PM 毎に柔軟に見直しなどの機会を設ける場合があります。

## 4 生研支援センターによる研究支援の実施について

生研支援センターは、以下の研究支援を実施します。

- (1) PDと協議の上、人文学及び社会科学系研究者等を含むアドバイザー等を任命します。なお、研究開発成果の社会実装の観点から有望なプロジェクトを（又はプロジェクトの一部）を早期の段階から見定め、社会的実装に向けた具体的な道筋を付けるための目利き機能が発揮されるようになることに留意します。
- (2) PDからの要請に応じ、国内外の研究開発動向や研究開発成果の社会実装に向けた課題等に関する情報の収集・分析等を行います。
- (3) PD及びPMが的確にマネジメントが遂行できるよう、PD又はPMからの要請に応じ、知的財産管理、国際標準化、広報、技術動向調査等の支援等を実施します。
- (4) 国際連携の促進を図るため、必要に応じて、国際共同研究経験者によるフォローや、専門家の派遣などを実施します。
- (5) PDがポートフォリオ等を検討するため、PDからの要請に応じ、必要な支援を行います。
- (6) 国民の理解と支持を得るため、必要に応じ、PDと協議の上、PD及びPMが研究活動を社会に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動（国民との科学・技術対話）の場を提供します。
- (7) 研究開発を加速し、社会実装を進めるため、PDからの要請に応じ、PDとアドバイザー等との意見交換会等の場を提供します。
- (8) PD及びPMが必要と判断した場合には、ELSI、数理科学等の具体的な横断的支援機能として、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が各支援機能に応じて整備した分科会を活用します。また、必要に応じて、PD/PMへ研究支援に関する情報提供、関係研究推進法人における情報共有等を行います。
- (9) その他、PD及びPMからの要請に対応する支援等を行います。

## IV 委託契約事務

### 1 委託契約の形態

生研支援センターでは、本事業については原則として委託期間を複数年度とすることで、研究をより

効率的に推進できる契約形態（複数年度契約）を採用しています。

この目的は、委託研究の空白期間をなくし、委託費の効率的かつ効果的な使用を可能とすること、ひいては委託費の使い難さに誘引される不正を防止することであり、具体的には以下の事項を実現しています。なお、翌年度への後倒し手続きについては、6の（2）を参照してください。

- （1）契約の最終年度を除き、各年度の委託費の限度額の後倒しを可能とすること（事務処理要領Ⅱの1の（7））
- （2）契約から納品・検収まで相当の期間を要するために年度をまたがる調達等の契約を可能とすること（事務処理要領Ⅱの4の（10））
- （3）煩雑な契約手続きを軽減すること

## 2 委託契約の締結

本プログラムに係る試験研究計画書の内容が確定後、委託先であるコンソーシアム毎に、代表機関と生研支援センターとの間で委託契約を締結します。委託契約書には、Ⅲ-1（5）の規定のとおり、試験研究計画書に基づいて作成した委託試験研究実施計画書を添付します。

委託契約書に添付する委託試験研究実施計画書を生研支援センターが受理した日が委託期間開始日となります。なお、PMが所属する代表機関については、研究開発プロジェクト期間中に、最大3ヶ月前の日（委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から3ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する研究開発に係る経費は、研究費として計上することを可能とします。この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致した研究であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、御留意下さい。

委託契約書は、生研支援センターと代表機関とで各々1部ずつ保管し、代表機関は全構成員へ委託契約書の写しを渡すと共に、委託契約内容の周知を図ってください。

## 3 委託契約額の一部留保

研究開発プロジェクトごとに評価結果等の実効性を担保するため、PDの指示があった場合には、生研支援センターは委託契約限度額の一部に条件を付し、当該条件が満たされない場合に委託契約限度額の一部の執行を留保できるものとします。

この場合、生研支援センターは、条件となるPDからの指摘事項をPMに伝え、PMに対してPDからの指摘事項を解消するための計画を策定させるものとします。PMは、当該計画に従って指摘事項の早期解消に努め、課題を解消できると判断した場合は速やかに生研支援センターに連絡の上、条件となっている指摘事項の解消についてPD等に説明し承認を受けることとします。指摘事項に係る留保を解消する手続き等については別途定めます。

生研支援センターは、PDの承認を受けたことを確認できるまでは、当該留保額に関する一切の支払いを行わないこととします。また、年度末までに条件となっている指摘事項が解消されない場合には、当該年度別の留保額を減額して当該年度の委託契約限度額を確定するものとし、減額した額は翌年度の限度額に繰り越さないものとします。

## 4 委託契約の変更等

- （1）翌年度以降の変更契約

委託契約書において年度別の委託費限度額を設定していますが、委託契約を締結した翌年度以降

は、原則として前年度の研究成果の評価結果等に基づいて翌年度の委託費の限度額を確定し、確定した委託費の限度額を反映した変更契約を、当該年度の3月末日付で締結いたします。

## (2) 随時の変更契約

以下の①から④のいずれかに該当する場合は随時の変更契約が必要になります。

代表機関は、生研支援センターの指示に従い、試験研究計画書の変更部分を含む「変更前ページ」と「変更後ページ」を生研支援センターへ提出してください。引用添付する積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください。

- ① PDの判断等により、委託契約書に記載した委託期間や委託費の限度額等の見直しが必要になった場合。
- ② コンソーシアム代表機関を変更する場合。
- ③ 構成員の増減又は構成員の研究分担を変更したこと等によって、コンソーシアム全体の委託費の限度額を変更する必要がある場合。
- ④ 日本国政府の予算又は方針の変更等により委託契約の変更を行う必要があるとき。或いは著しい経済情勢の変動若しくは天災地変等により、委託契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。

なお、年度途中で代表機関の機関名・社名、代表者名、住所等の表示変更があった場合は、「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届」を生研支援センターへ速やかに提出することとし、変更契約は行いません。これらの内容は翌年度以降又は随時の変更契約の際に委託契約書、試験研究計画書及び委託試験研究実施計画書へ反映させるものとします。

## (3) 委託契約の変更を伴わない変更

以下の①又は②に該当する場合は、それぞれの手続きを取ることとして、委託契約の変更は行いません。

### ① 委託試験研究実施計画書の変更

コンソーシアム全体の委託費の限度額に影響を及ぼさない事を前提として、以下のア～エの変更を行う必要がある場合は、代表機関は、試験研究計画書の変更部分を含む「変更前ページ」と「変更後ページ」、及び「委託試験研究実施計画変更承認申請書」を生研支援センターへ提出して生研支援センターの事前承認を受けてください。引用添付する積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください。

生研支援センターは、代表機関から受領した試験研究計画及び委託試験研究実施計画変更承認申請書の内容について審査を行い、変更の承認可否を決定します。

生研支援センターが変更を承認した場合は、生研支援センターは代表機関へ承認した旨を通知しますので、代表機関は、変更後の委託試験研究実施計画書を作成して生研支援センターへ提出してください。（更新部分に下線を引いてください。引用添付する積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください。）

ア PDの判断等によって試験研究計画の変更が求められたことに伴い、委託試験研究実施計画書の変更が生じた場合。

イ 試験研究計画の変更に伴い、委託試験研究実施計画書に記載された目的・目標の変更が生じた場合。

ウ 試験研究計画の変更に伴い、委託試験研究実施計画書に記載された研究代表者(PM)を変更する

場合。

エ 試験研究計画の変更に伴い、委託試験研究実施計画書に記載された「構成員の試験研究計画」を変更する場合。

1) 構成員を変更、追加する、または構成員が脱退する場合。

2) 構成員の実施内容や実施分担を変更する場合。

例えば、構成員の研究実施責任者が他の構成員へ移籍し、移籍前に担当していた試験研究を移籍後も継続して行う場合は構成員の実施内容や実施分担の変更に相当します。

3) コンソーシアム全体の委託費の限度額は変わらないが、構成員の間で研究予算を再割り当てする場合。

例えば、構成員の実施内容や実施分担の変更に伴って、当該構成員の研究予算を変更しなければならない場合があります。

② 委託契約又は委託試験研究実施計画書の変更以外の変更

以下のア～イに該当する場合、代表機関は「委託試験研究実施計画書・試験研究計画書の変更届」及び試験研究計画書の変更部分を含む「変更前ページ」と「変更後ページ」を生研支援センターへ事前に提出して報告してください。積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください。人件費、旅費及び賃金の支出根拠の確認のため、実績報告の際に別に証拠書類等の提出を求め場合があります。

ア 当初から試験研究計画に員数を設定していたポスドク、研究補助者が確定した場合。

イ 構成員内部で研究実施責任者、研究実施者、研究補助者等を変更する場合。

## 5 物品購入計画の変更

変更対象となる物品は、本事業の研究課題で使用するもので、使用可能期間が1年以上あるもののうち、取得価格が10万円以上の物品です。

物品購入計画の変更を行う場合は、それぞれ下記(1)～(4)に該当する手続きを行うと共に、試験研究計画の備品購入計画の変更部分を含む「変更前ページ」と「変更後ページ」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出してください。積算表中の数値は更新後のものを記載し、下線を引いてください。

物品購入計画を変更した場合、各事業年度の実績報告書を作成する際に、物品購入実績の備考欄等に追加・変更・取り止め、対象外等が分かるように記載してください。

(1) 当初の物品購入計画にない物品の追加購入

当初の物品購入計画にない物品を追加購入する場合は「備品購入(計画変更)理由書」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

生研支援センターは、以下の判断基準に基づいて追加購入の適否を判断します。

- ・ 当初の物品購入計画に計上されていなかった理由が明確になっている。
- ・ 物品を追加購入することによって明確な研究促進効果が認められる。
- ・ 本事業の委託試験研究に専用する物品であること。(一般共用品については原則追加購入を認めません。)
- ・ 現用品がある場合は、他の研究に専用しているので使用、借用できない確認が行われている。
- ・ リース、レンタルで対応できない明確な理由がある。
- ・ 買い換えについては、修理費用と購入費用との比較検討が行われ、買い換えが有利であることが確認済である。

## (2) 購入物品の変更

当初購入計画していた物品を変更する場合は「備品購入（計画変更）理由書」を代表機関を通じて生研支援センターへ提出し、生研支援センターの事前承認を得てください。

購入物品を変更することによって価格が10万円未満になる場合であっても「備品購入（計画変更）理由書」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞なく提出して状況を報告してください。

## (3) 購入の取り止め

当初購入計画していた物品の購入を取り止める場合は「備品購入（計画変更）理由書」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

## (4) 実価格が10万円を下回る場合

当初購入計画において物品の見積価格が10万円以上であったが、購入の際の実価格が10万円未満となり物品の変更対象外になる場合であっても「備品購入（計画変更）理由書」を代表機関を通じて生研支援センターへ遅滞無く提出して状況を報告してください。

## 6 翌年度以降の取扱い

### (1) 基本方針

複数年度契約における翌年度以降の委託研究は、原則として、公募により決定した初年度の委託先が継続して実施します。

ただし、毎年度末に実施する評価等が翌年度の試験研究計画や予算配分等に反映されますので、その際、各年度の目標の達成度合い、マネジメントの実施状況、実用化の可能性等から判断して、研究目標達成が著しく困難である等、研究の中止や縮小等が適当と判断された場合は、翌年度において委託費の削減、参加研究機関の縮減、委託契約打ち切り等を行うほか、研究成果の取扱いに十分に注意しながら研究機関や研究開発項目の追加等を行う場合があります。

### (2) 後倒し手続き

複数年度契約では、年度間において年度をまたぐ事業の後倒しができます。委託研究契約書に記載された各年度の委託費の限度額について、予算を後倒しにする場合は、次年度の変更契約を行う際に、当該年度の配分限度額を変更（減額）するとともに、次年度以降の限度額を変更（増額）します。

上記の手続きを行うことに伴い、事務処理要領Ⅱの(6)「繰越」の手続きは契約最終年度を除き行いません。「繰越承認申請書（経理様式8）」に代え、「ムーンショット型農林水産研究開発事業限度額変更申告書」（別途掲載）に必要事項を記入し、当該年度の1月末日までに事業担当課に提出をお願いします。

## V 経理事務

### 1 経理事務の取扱い等

契約事務に係る経理事務の取扱い等については、事務処理要領を確認してください。このうち委託費の計上については、原則として事務処理要領Ⅱ-3「委託費の内容」によるものとしますが、計上に関する取扱いの異なる部分及び主な注意点について、以下のとおり補足します。

#### (1) 委託費の計上に関する補足

### ①PM経費

本事業においては、PMが必要とするプロジェクトマネジメントに要する経費（例：知財管理、国際標準化、広報、技術動向調査等）として認められる場合には、当該経費を直接経費として計上することが可能です（運用・評価指針6）。なお、試験研究計画書に明記されているものだけに限り計上可能です。

### ②経営人材の配置、事業化に向けた活動経費

本事業はMS目標の達成及び研究開発構想の実現を目的としていることから、研究開発に関わる内容に加えて、研究開発成果の社会実装に向けた取組についても、一部、直接経費（人件費、旅費、謝金、その他（外注費））への計上を可とします。ただし、直接経費として計上可能な期間は、当該経費の支出を可能とする変更契約の締結日から2年間（24か月）を限度とします。

計上可能な取組は、研究成果の社会実装に関する事業戦略及び事業計画の作成、経営資源（ヒト、モノ、カネ）の調達・配置に係る活動及び事業計画の実行に関する活動とし、試験研究計画書に明記されているものだけに限り計上可能です。ただし、計上にあたっては以下の点にご注意ください。

- ・ 人件費及び旅費は、「ムーンショット型農林水産研究開発事業」積算書に研究員登録されている者に限ります。
- ・ 謝金及びその他（外注費）は、研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略や国際標準化戦略を推進するために必要な専門家への相談料、特許調査費用、市場調査費用等とします。また、謝金及びその他（外注費）は、相談回数×単価による積み上げで経費計上することを原則としますが、あらかじめ定期又は不定期に複数回の相談が想定されており、かつ、一定期間内の想定相談回数に相談相手方の定める相談単価を乗じた額よりも予算的に効率的と認められる場合は、当該一定期間（同一年度内に限ります）の契約も認められます。この場合の契約書には、本事業の研究課題に係る知財戦略又は国際標準化戦略の相談に限る旨を明記するなど、他の内容に係る相談が含まれることのないようにしてください。

## (2) 委託費執行上の注意点

本事業においては、事務処理要領Ⅱ-8「収入が生じた場合の報告」の規定は適用しません。

また、委託契約初年度は、委託期間開始日以降に発生した経費であって試験研究計画の内容に合致した経費が試験研究に係る委託経費の対象となります。

次年度以降の委託費に係る変更契約においては、次年度の4月1日以降に契約が締結される場合であっても、4月1日から発生する経費は、試験研究計画の内容に合致することを前提として、委託経費として計上することを可能とします。ただし、仮に次年度の契約締結に至らない場合には、次年度の4月1日以降に発生した経費は委託先の自己負担となることがありますのでご注意ください。

## 2 法令・指針等に対する対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

### (1) 個人情報の取扱い

応募に関連して提供された個人情報については、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、採択機関の選定以外の目的に使用しません。採択機関決定後は、採択機関に係る個人情報を除き全ての個人情報を生研支援センターが責任をもって破棄します。

(詳しくは、[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm) を御覧ください。)

この法律を遵守した上で、重複応募の制限に必要な部分のみ、他の研究資金の関係各機関に対して情報提供（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）を行うことがあります。

なお、採択された個々の試験研究計画に関する情報（試験研究計画名、研究概要、研究機関名、



研究者名及び研究実施機関等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、採択された試験研究計画に係る応募情報は、採択後の研究支援のために生研支援センターが使用することがあります。

応募情報に含まれる個人情報は、府省共通研究開発管理システムを経由して、内閣府の「政府研究開発データベース※」へ提供されます。

※ 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

(2) 海外の遺伝資源を使用する研究に関する対応

海外の遺伝資源(関連する伝統的知識を含む)を取得又は利用する研究については、生物多様性条約(CBD)、名古屋議定書、食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR)及び遺伝資源提供国の関連法令等を遵守するとともに、我が国の国内措置(ABS※指針)に基づき、適正に実施していただく必要があります。なお、ABS対策支援に関する国内窓口、ABS指針、CBD、ITPGRの詳細については、下記ウェブサイトを参照してください。

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム <http://idenshigen.jp/>

一般財団法人バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所

<https://www.mabs.jp/index.html>

環境省 (ABS 指針) <https://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/consideration.html>

生物多様性条約 (CBD) <https://www.cbd.int/>

食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR) <https://www.fao.org/plant-treaty/en/>

※ABS: Access and Benefit-Sharing

(3) 動物実験等に関する対応

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※)に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※については、

[https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken\\_kihonshishin.htm](https://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm) を御覧下さい。)

(4) 生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに関する注意事項

① 基本的な考え方

研究を実施するに当たっては、海外の研究者との交流に加えて実験材料などの授受が想定されます。これらの中には有害植物等輸出禁止品や輸入禁止品に該当する場合もあり、植物防疫法等国内法令に基づく対応が必要となるものもあります。また、生物資源の国境を越えた移動に関しては、生物多様性条約(CBD)を遵守する必要があり、さらに、遺伝子組換え生物の輸出入については、遺

伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号（カルタヘナ法））に従った対応が必要となります。

特にCBDにおいては、ヒト以外のすべての生物が対象で、遺伝資源を利用する際には事前に遺伝資源提供国の同意を得ること（研究者や研究機関ではなく国である点に注意）及び遺伝資源の利用から生じる利益を公正かつ衡平に配分することが定められています。したがって、生物資源等の海外からの導入・海外への持ち出しに当たっては、我が国だけでなく、関係国の関連する法令等にも従って研究を進めるよう、ご注意ください。

## ② 参考情報

### (a) 主な国内関連法（関税法、植物防疫法、家畜伝染病予防法など）

- ・ 税関HP「所管法令等一覧（含む改正）」  
( <https://www.customs.go.jp/kaisei/hourei.htm> )
- ・ 植物防疫所HP「基本通達集」  
( [https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/basis\\_index.html](https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/basis_index.html) )
- ・ 動物検疫所HP「関係法令」  
( <https://www.maff.go.jp/aqs/hou/index.html> )
- ・ 税関HP「税関で確認する輸出関係他法令の概要」  
( [https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/5501_jr.htm) )

### (b) 輸入禁止品情報

- ・ 税関HP「輸出入禁止・規制品目」  
( <https://www.customs.go.jp/mizugiwa/kinshi.htm> )
- ・ 植物防疫所HP「輸入条件に関するデータベース」  
( <http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml> )
- ・ 動物検疫所HP「輸入禁止地域と物」  
( <https://www.maff.go.jp/aqs/hou/43.html> )

### (c) 輸出禁止品情報

- ・ 税関HP「輸出入禁止・規制品目」  
( <https://www.customs.go.jp/mizugiwa/kinshi.htm> )
- ・ 植物防疫所HP「各国の輸出入条件詳細情報」  
( <https://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html#kakkoku> )
- ・ 動物検疫所HP「輸出入停止措置情報」  
( <https://www.maff.go.jp/aqs/topix/teishijoho.html> )

### (d) CBD関連情報

- ・ 環境省生物多様性センターHP「生物多様性 -biodiversity-」  
( <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/> )
- ・ バイオインダストリー協会HP「遺伝資源へのアクセス手引き」第2版（平成24年3月）  
( [https://www.mabs.jp/archives/pdf/iden\\_tebiki\\_v2.pdf](https://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki_v2.pdf) )
- ・ バイオインダストリー協会HP「遺伝資源へのアクセス手引き～国内手続き編～」第1版（平成30年3月）  
( <https://www.mabs.jp/archives/sochi/pdf/gr-access.pdf> )

### (e) 遺伝子組換え体等（LMO）関連情報

- ・ バイオセーフティクリアリングハウスHP

「カルタヘナ法関連情報」

( [https://www.biodic.go.jp/bch/bch\\_2.html](https://www.biodic.go.jp/bch/bch_2.html) )

「輸出入の際の手続き」

( [https://www.biodic.go.jp/bch/download/law/import\\_export\\_flowchart.pdf](https://www.biodic.go.jp/bch/download/law/import_export_flowchart.pdf) )

### 3 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

バイオサイエンスデータベースセンター (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。

同センターでは、関連機関に積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を 4 つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進しています。これによって、我が国におけるライフサイエンス分野の研究成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス分野の研究全体が活性化されることを目指しています。

ついては、ライフサイエンス分野に関する論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物について、同センターへの提供に御協力をお願いします。

なお、提供された複製物については、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。

また、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にも御協力をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。

〈問い合わせ先〉

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

TEL : 0 3 - 5 2 1 4 - 8 4 9 1

### 4 若手研究者の支援及び研究資金の効果的・効率的な活用

#### (1) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパスの支援に関する基本方針」(平成 23 年 1 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会)

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)) において、

「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本事業に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

#### (2) 博士課程後期(学生)の RA(リサーチアシスタント)等への雇用

第 6 期科学技術基本計画においては、「優秀な博士後期課程学生の処遇向上に向けて、2025 年度ま

で、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加(修士課程からの進学者数の

約7割に相当)。」が数値目標として掲げられています。

(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>)

本事業においても、博士課程後期(学生)のRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本事業にて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期(学生)は、生研支援センターと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む委託契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

## VI 成果の取扱・特許権等

特許権等に関しては、以下に定めるほか、事務処理要領のⅢ「研究成果の取扱・特許権等」に基づいて行います。

### 1 外国研究機関との特許権等の共有

外国研究機関が参加する場合には、「ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針」(令和2年2月4日付け内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、文部科学省科学技術・学術政策局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、経済産業省産業技術環境局長)の「7 知的財産権等の取扱い」に記載のとおり、研究実施により得られる特許権等は、原則として生研支援センター及び外国研究機関の共有とし、生研支援センターの持分は、生研支援センター及び外国研究機関の持分の合計の50%以上とします(以下、生研支援センター、外国研究機関が共有する特許権等を「共有特許権等」とします。)

### 2 研究成果の取扱い

#### (1) 研究成果の有効活用

研究成果の有効活用を図る観点から、知財委員会が必要と判断する場合は、未公開・未出願の研究成果に係る情報交換をコンソーシアム間で行うことを求める場合があります。この際、当事者間で秘密保持契約等を締結して、情報の漏えいを防ぐ対策を講じることとします。

#### (2) データマネジメント

データマネジメントについては、「生研支援センタームーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメントに係る基本方針」を踏まえて実施するものとします。

#### (3) 研究成果の取扱い

本事業に参画する者は、以下のことに留意し研究成果を取り扱っていただきます。

- ① 開発された技術は、特許権等で権利化した場合でも、適切な許諾の実施を行うこと。
- ② 研究成果のうち秘匿の対象とするノウハウを特定し、その管理を適切に行うこととともに、開発された技術の更なる高度化を図ること。
- ③ 事業者等が研究成果を活用する場合は、わかりやすい成果として情報提供すること。

#### (4) e-Rad (府省共通研究開発管理システム) 情報等の活用

生研支援センターは、採択された研究課題に係る情報について、e-Rad に保管された情報を含め、関係府省及び資金配分機関等と連携して研究課題の分析等のために活用します。なお、分析結果につ

いて個人情報を除き公開することもあります。

#### (5) e-Rad 研究者情報・課題情報の研究データ基盤システムへの提供可否の確認

ムーンショット型研究開発制度においては、先進的なデータマネジメントの取組を行っており、本取組においては、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）等の活用により、研究データの管理・利活用を促進することを目的としています。

内閣府では、研究データ基盤システム上でのデータ入力 of 正確性担保および入力負荷削減のため、e-Rad に登録されている研究者情報および課題情報、具体的には、ムーンショット型研究開発制度に採択された研究者の研究者番号、氏名、並びに e-Rad に登録された課題番号、課題名称、並びに配分機関名（うちムーンショット型研究開発制度に係る課題）を、研究データ基盤システムへ連携することとしています。

これを受けて、生研支援センターは、原則として毎年度、ムーンショット型研究開発制度に新たに参加される研究者に対して、該当する情報の提供の承諾可否（提供は任意です）を、代表機関を通じて確認します。

代表機関は、生研支援センターから上記の確認依頼がありましたら、該当する研究者に依頼内容を伝え、併せて、回答は生研支援センターに直接行うように伝えて下さい。生研支援センターは、研究者からいただいた情報をとりまとめ、内閣府に提供します。なお、提供された研究者の個人情報は、生研支援センターにおいても、アクセスする関係者を制限し、適切に管理します。

#### (参考)

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月27日閣議決定）および「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日第9回統合イノベーション戦略推進会議にて決定）において、公的資金による研究データの管理・利活用の方針を定めており、研究データ基盤システムを我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォームとして位置付けている。

ムーンショット型研究開発制度においては、これに先立ち、先進的なデータマネジメントの推進を行っており、先行的に研究データ基盤システムを用いるなどによって、研究データのメタデータから構成されるデータカタログを管理することとしている。

メタデータ項目には、プロジェクト名・e-Rad 課題番号・研究者名等が含まれている。研究データ基盤システム上でこれらの項目を入力する際の正確性担保および入力負荷削減のため、e-Rad に登録された情報を研究データ基盤システムへ連携することとしている。

## VII 提出書類の様式

各様式については、生研支援センターウェブサイトに掲示します。下記のウェブサイトのアドレスを参照してください。

#### ・事務処理要領の様式

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common\\_form/index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html)

複数年度契約の場合において、過年度の様式を使用することもできます。

[https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common\\_form/2\\_index.html](https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/2_index.html)

また、当該実施要領へのお問い合わせは、下記のメールアドレスまでお願いします。

- 全般に関する問い合わせ

生研支援センター ムーンショット型農林水産研究開発事業担当

E-mail : seiken-moonshot@ml.affrc.go.jp

- 契約事務に関する問い合わせ

生研支援センター 研究管理部研究管理課

E-mail : brain-jimu@ml.affrc.go.jp